

平成12年4月から6歳未満児のチャイルドシート着用が義務付けられています。しかしながら、警察庁交通局の発表によると、平成17年中のチャイルドシート使用者率(6歳未満児の自動車同乗中死傷者に占める使用の死傷者の割合)は59.9%で、14年以降はほぼ横ばいとなっています。6歳未満幼児の自動車同乗中の死亡重傷率も、義務化前の平成11年の2.38%から平成15年には1.50%にまで低下しましたが、そのあと大きな改善をみていません。

チャイルドシート使用有無別にみた死亡重傷率では、不使用者は使用者の約2倍であり、チャイルドシートの使用が交通事故の被害軽減に寄与していることは明らかです。また、不適正に使用していた場合の死亡重傷率は、適正に使用していた場合の4.5倍にも達しています。

チャイルドシートは、適正に使用することによりはじめて被害軽減効果を発揮します。チャイルドシートは後部座席に適正に、しっかりと装着して使用してください。